

北朝鮮をはじめとする北東アジア地域の平和と非核化の推進を求める意見書

東西冷戦構造が崩壊して十年余り、米ソ対立を前提とした安全保障体制はその役割を終えました。世界の趨勢は、多国間の信頼と協調に基づく新しい安全保障体制の構築に向かっています。二〇〇〇年六月には朝鮮半島の南北首脳会談が行われ、冷戦崩壊後も対立の構造が根深く残されていた北東アジア地域の状況も急速に変化しつつあります。

朝鮮半島の緊張緩和の流れをより確かなものとするためにも、北東アジア地域の平和と安定にかかわるすべての国によって、総合的な安全保障機構の創設を検討すべきです。

東南アジア地域では、すでにASEAN諸国を中心にASEAN地域フォーラム（ARF）が存在し、地域の安全保障機能として重要な役割を果たしています。二十一世紀を平和な時代とするために、北東アジア地域にもARFにならった多国間の信頼と協調によって政治経済安全保障などを協議する場がぜひとも必要です。

その際、北東アジア地域の非核化は第一に追求すべき課題です。中南米、南太平洋、アフリカ、東南アジア地域では既に非核地帯条約が成立し、地球の南半分は非核地帯で覆われています。

日本は非核三原則を国是とし、南北朝鮮間では既に一九九二年に「南北非核化共同宣言」が合意されています。モンゴルも国連決議によって「非核兵器国の地位」が承認されました。当面、日本、大韓民国、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、モンゴルの四か国による非核地帯条約の締結を目指したうえで、同時にアメリカ、ロシア、中国らの核保有国に対し、この地域への核持ち込みや先制不使用を約束させるなど、国際的な認知を求めるのが現実的です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、ヒロシマ・ナガサキの原子爆弾による悲惨な被爆体験をもち、平和憲法をもつ日本こそが、北東アジア地域の平和と非核化のために積極的なリーダーシップを発揮し、関係各国に働きかけることを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年三月十九日

江戸川区議会議長 花島貞行

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣 あて